

事 務 連 絡

平成 31 年 3 月 2 9 日

各都道府県障害保健福祉主管部（局）御中

厚生労働省子ども家庭局
家庭福祉課
保育課
社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課

児童福祉法による措置に係る費用の徴収関係事務における
年金関係情報の取扱いについての留意事項等（案）について

児童福祉法による措置に係る費用の徴収関係事務（以下「費用徴収関係事務」という。）につきましても、日頃より御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

日本年金機構（以下「機構」という。）における年金関係の情報連携（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 19 条第 7 号又は第 8 号の規定による特定個人情報の提供の求め及び提供をいう。以下同じ。）の開始に向けた今後のスケジュールについて、地方公共団体等から機構への情報照会は、現時点の想定として、「平成 31 年 6 月以降一定期間の試行運用を実施した後、順次本格運用へ移行」する予定である旨、関係府省社会保障・税番号制度主管課に周知されているところです。

今般、「年金関係の情報連携開始に向けた今後のスケジュールの公表に伴う情報照会機関における必要な準備について（依頼）」（平成 31 年 3 月 4 日付け事務連絡）（別添 1）の連絡を受け、今後実施予定の情報連携試験等及び機構への情報照会事務の試行運用の実施に向けた準備等に活用いただくため、「費用徴収関係事務における年金関係情報の取扱いについての留意事項等」（以下「情報照会マニュアル」という。）の案を別紙にまとめましたので、各都道府県におかれましては、管内指定都市、中核市、児童相談所設置市に周知いただくとともに、機構への情報照会事務の準備が円滑に実施されるよう、準備状況の把握、助言等の支援をお願いいたします。

また、機構より提供されている「年金関係情報提供マニュアル」（別添 2 及び 6、別添 3～5 は共済組合等のマニュアルのため省略します）についても併せて送付しますので、情報照会マニュアルと併せて、ご活用いただきますようお願いいたします。

なお、情報照会マニュアルの内容につきましては、皆様方のご意見を踏まえて内容の見直

しを行い、試行運用開始日等の連絡と併せて、正式版を送付する予定であります。情報照会マニュアルへのご意見がございましたら、別紙 ご意見票にご記入いただき、以下の照会先までメールにてお送りいただきますようお願いいたします。

(照会先)

(児童入所施設関係)

厚生労働省子ども家庭局

家庭福祉課 措置費係

TEL:03-5253-1111 (内線 4878)

FAX:03-3595-2663

E-mail : k-sochihi@mhlw. go. jp

(保育所関係)

厚生労働省子ども家庭局

保育課 企画調整係

TEL:03-5253-1111 (内線 4854)

FAX:03-3595-2674

E-mail : hoikuka@mhlw. go. jp

(障害児施設関係)

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部障害福祉課企画法令係

TEL : 03-5253-1111 (内線 3148)

FAX : 03-3591-8914

E-mail : hourei-shougaiiaa@mhlw. go. jp

(ご意見の取りまとめ)

政策統括官付情報化担当参事官室

TEL:03-5253-1111 (内線 7678, 7672)

E-mail : my-number@mhlw. go. jp

児童福祉法による措置に係る費用の徴収関係事務における
年金関係情報の取扱いについての留意事項等
(情報照会マニュアル)

1. 年金関係情報の取扱いに係る基本事項

(1) 年金関係情報に情報照会を行う事務手続

児童福祉法による措置に係る費用の徴収関係事務において年金関係情報を照会する事務手続は下表のとおりです。

特定個人情報	管理番号	事務手続名
65 国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報	7-39	費用の徴収（費用の徴収に係る負担認定の事務を含む）
	7-51	負担能力の認定
	7-124	負担能力の認定及び費用の徴収
	8-50	保育の措置に係る費用の徴収
	9-18	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）

【照会条件】 時点指定（日）

(2) 基本的な事務の考え方及び年金関係情報のデータ項目について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、児童を、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）、里親（以下「児童入所施設等」という。）、障害児入所施設又は児童発達支援センターに入所させる措置又は委託を行った場合、地方自治体は扶養義務者又は本人の負担能力を認定した上で、費用を事後的に徴収することができますが、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号）及び「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」（平成19年12月18日厚生労働省発障2号）に基づき、当該児童の扶養義務者等が障害基礎年金を受給している場合、徴収金を減額する取扱を示しているところです。

このため、データ項目中「年金基本情報」等により、扶養義務者等の障害基礎年金等の受給資格の有無を確認の上、扶養義務者又は本人の徴収金階層認定を行っていただきますようお願いいたします。

2. 具体的な業務ごとの年金関係情報の確認方法

費用徴収関係事務においては、扶養義務者等の障害基礎年金の受給状況を確認する必要がありますので、情報連携開始後の事務においては以下の手順で確認してください。

- | | | |
|--|---|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 7-39：費用の徴収（費用の徴収に係る負担認定の事務を含む） 7-51：負担能力の認定 7-124：負担能力の認定及び費用の徴収 8-50：保育の措置に係る費用の徴収 | } | に係る確認方法 |
|--|---|---------|

(手順1) 扶養義務者等のマイナンバーで、照会条件を設定し、照会を行う（※なお、扶養義務者等のマイナンバーを取得するに当たっては現行の事務手続を見直す必要があるが、その詳細については追ってご連絡する）。

照会条件として「時点指定（日）」に負担能力の認定を行う日の日付を入力し、照会を行います。この際、情報照会結果が正常に返ってきた場合は、認定を行う日時点で受給権を有していると判断できることから、手順2に進みます。エラー分類 3004・エラー詳細 000000 の「情報提供エラー」が表示される場合は、現時点で障害基礎年金の受給権を有していないこととなります。（後述3の副本更新スケジュールによる影響の場合を除く。）

(情報照会結果の画面のイメージ)

<例①：障害基礎年金のみの受給がある場合>

新法障害基礎年金情報	
年金の種類【年金コード】	5350
受給権発生年月日	2017-04-01
受給権失権年月日	ReasonOfNull
年金支給停止理由コード(その1)	00
年金支給停止開始年月(その1)	000000
年金支給停止終了年月(その1)	000000
障害等級コード	1

<例②：障害基礎年金と合わせて障害厚生年金の受給がある場合>

新法障害基礎年金・障害厚生年金情報	
年金の種類【年金コード】	1350
年金基本情報	
受給年金制度情報	国民年金
受給権発生年月日	2017-04-01
受給権失権年月日	ReasonOfNull
年金支給停止理由コード(その1)	00
年金支給停止開始年月(その1)	000000
年金支給停止終了年月(その1)	000000
障害等級コード	2

※ 一定の要件を満たす者においては、障害厚生年金と障害基礎年金が併せて支給される場合がある。「国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の支給があること」という要件には、法令上は障害基礎年金のみを受給している場合に加え、障害厚生年金と障害基礎年金を併せて受給している場合も含まれると解されるので、例②のとおり確認できることとしている。（後述の（２）も同じ。）

※ 7-124：負担能力の認定及び費用の徴収 については、「年金基本額情報」等も合わせて表示されるため、後述の（２）の方法による確認も可です。

（手順２）実際に受給しているかを確認する。

「年金基本情報」中、「年金支給停止理由コード」を確認し、年金が支給されていることを確認します。表示されるデータが「00」となっていれば支給は停止されておらず、障害基礎年金受給者であるため、徴収額減額の対象者であることとなります。

「03」、「11」、「12」と表示されている場合には障害基礎年金が支給されていないこととなります。したがって、「年金支給停止理由コード」に全額停止のコード値が表示された場合、障害基礎年金の受給はないと判断でき、徴収額減額の対象者であることを情報連携によって確認することはできないこととなります。

- ・ データ分類 「00」：（停止なし）
- 「03」：（併給選択による全額停止）
- 「11」：（障害不該当）
- 「12」：（障害基礎３級該当）

（２） 9-18：費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）に係る確認方法

（手順１）扶養義務者等のマイナンバーで、照会条件を設定し、照会を行う。（※なお、扶養義務者等のマイナンバーを取得するに当たっては現行の事務手続を見直す必要があるが、その詳細については追ってご連絡する）。

照会条件として「時点指定（日）」に負担能力の認定を行う日の日付を入力し、照会を行います。この際、情報照会結果が正常に返ってきた場合は、認定を行う日時点で受給権を有していると判断できることから、手順２に進みます。エラー分類 3004・エラー詳細 000000 の「情報提供エラー」が表示される場合は、現時点で障害基礎年金の受給権を有していないこととなります。（後述３の副本更新スケジュールによる影響の場合を除く。）

<例①：障害基礎年金のみの受給がある場合>

新法障害基礎年金情報	
年金の種類【年金コード】	5350
受給権発生年月日	2017-04-01
受給権失権年月日	ReasonOfNull
障害等級コード	1
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2018-04-01
年金支給停止額情報	0
年金支給額情報	974125

<例②：障害基礎年金と合わせて障害厚生年金の受給がある場合>

新法障害基礎年金・障害厚生年金情報	
年金の種類【年金コード】	1350
年金基本情報	
受給年金制度情報	国民年金
受給権発生年月日	2017-04-01
受給権失権年月日	ReasonOfNull
障害等級コード	2
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2018-04-01
年金支給停止額情報(国民年金)	0
年金支給額情報(国民年金)	779300

(手順2) 実際に受給しているかを確認する。

「年金基本額情報」中、「年金支給額情報」を確認し、年金が支給されていることを確認します。表示されるデータが「0」円以外となっていれば支給は停止されておらず、障害年金受給者であるため、徴収額減額の対象者であることとなります。

「0」円と表示されている場合には障害基礎年金が全額支給停止されていることとなります。(その場合、「年金支給停止額情報」に支給停止が表示されています。)この場合、障害基礎年金の受給はないと判断でき、徴収額減額の対象者であることを情報連携によって確認することはできないこととなります。

3. 副本更新スケジュールにより情報が確認できない期間の取扱い

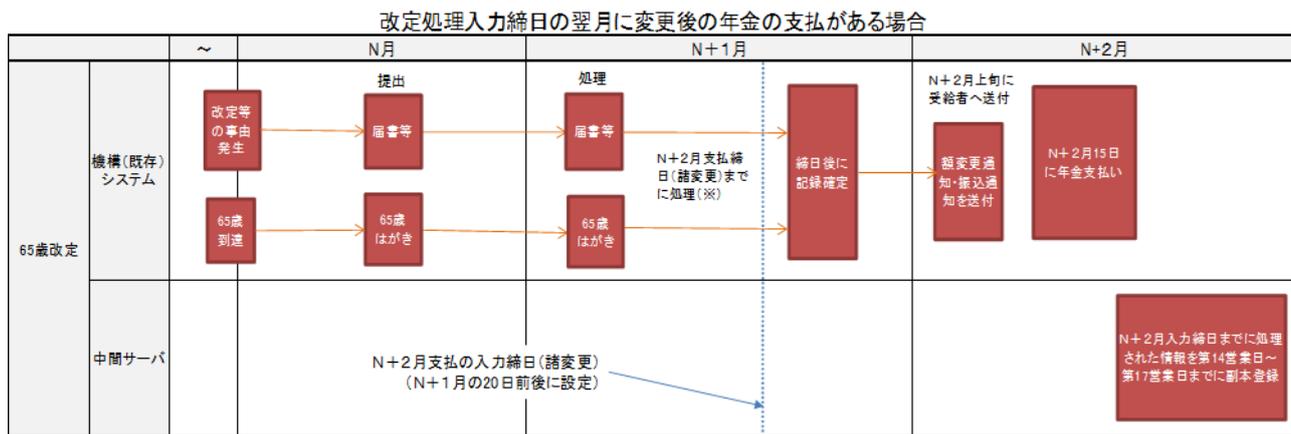
(1) 年金関係機関における副本更新のスケジュールとその影響

機構における年金給付情報の中間サーバへの副本登録は、月次で行われることとなっています。障害基礎年金の受給を確認するために情報照会する際、障害基礎年金の受給が始まっても、年金基本情報の副本情報が更新前の場合があります。児童福祉法による措置に係る費用の徴収関係事務で主に確認する「年金基本情報」及び「年金基本額

情報」は、支払月の前月分までの情報が支払月の月末（第17営業日）※までにそれぞれ更新されることとなります。

扶養義務者等が障害基礎年金を受給しているとの申出があるにもかかわらず情報が確認できない場合は、更新後の情報を確認するため、申出のあった月又は翌月の第18営業日以降に照会を行う必要があります（図1参照）。

【図1】年金給付情報の副本更新フロー



※支払N+2月の入力締日までに裁定処理等が完了しなかった場合は、N+3月の支払いとなり、副本登録はN+3月の第14営業日から第17営業日までに行われる

(2) 情報連携による確認が困難なケースの対応について

上記(1)以外の要因により、照会結果が申告内容と異なる場合や、エラーが表示される場合は、エラー内容については必要に応じて機構にご連絡の上、障害年金受給者から改定通知書や振込通知書の提示を求める従前の方法で徴収額の減額対象者であることの確認を行って下さい。

以上